

令和4年度 DV未然防止教育事業実施要綱

1. 事業の目的

男女間における暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、婚姻関係にあるか否かに関わらず、また、世代や年齢を問わず発生している。また、若年者が被害に遭う性暴力被害は SNS の普及に伴い、より深刻化しておりその被害は幅広い年齢に及び発生している。

これらを未然に防止するため、特別支援学校、小学校、中学校、高校生及び大学等の児童、生徒、学生を対象とした性暴力・DV未然防止教育事業を実施する。

2. 事業の内容

NPO 法人 DV 対策・予防センター九州（以下「センター」という。）は、以下の事業を実施することとし、佐賀県内の学校等における講演については、理事長または、センターが連携している講師を派遣する。この場合、謝金及び旅費等の経費については、学校負担はなく実施することができる。佐賀県外の場合、理事長が講師を務め、謝金、交通費については別途相談とする。

この事業を実施する小学校、中学校、高等学校及び大学等（以下「実施校」という。）は、別に定める当法人ホームページにある申込フォームに必要事項を記入し、申し込みを行うこととする。

(1) 小学生向けDV予防教育事業

①事業の対象

佐賀県内外の小学校高学年（主に第5学年、第6学年）の児童を対象とする。

②実施する内容

友達との良好な関係づくりやコミュニケーションの取り方等に関する講話とする。なお、実施する内容については、事前に実施校とセンター担当者との打ち合わせにより決定することとする。

また、実施校は、実施に当たり必要な機材（プロジェクター、スクリーン等）の貸出等について協力することとする。

③講師

当該事業の講師は、センター理事長が務めることとする。

(2) 中学生向けDV予防教育事業

①事業の対象

佐賀県内外の中学校の生徒、教職員及び保護者等を対象とする。

②実施する内容

命の大切さ、暴力予防・友達関係の作り方、性感染症予防、SNSに潜む危険等に関する講話とする。なお、実施する内容については、事前に実施校とセンター担当者との打ち合わせにより決定することとする。

また、実施校は、実施に当たり必要な機材（プロジェクター、スクリーン等）の貸出等について協力することとする。

③講師

当該事業の講師は、講話の内容に応じて、助産師、僧侶、センター理事長が務めることとする。県外の学校における講師は、センター理事長のみとする。

(3) 高校・大学生向けDV予防教育事業

①事業の対象

県内の高等学校及び大学等の生徒及び学生を対象とする。

②実施する内容

交際間における暴力（デートDV）等の実態を認識することで、自分と相手を大切にすることの重要性を学ぶ。なお、実施する内容については、事前に実施校とセンター担当者との打ち合わせにより決定することとする。

また、実施校は、実施に当たり必要な機材（プロジェクター、スクリーン等）の貸出等について協力することとする。

③講師

当該事業の講師は、センター理事長が務めることとする。

(4) 特別支援学校（学級）児童・生徒向け性暴力・DV未然防止教育事業

①事業の対象

佐賀県内外の特別支援学校（学級）児童・生徒（特に軽度知的障害のある子ども）を対象とする。

②実施する内容

近年、SNS の普及による性被害の増加や監護者性交等罪が成立、施行されるなど、身近な者からの性被害が明らかとなり、一般的に判断能力の低い若年者がその発達特性の影響か、相手を簡単に信用するなど、被害に遭わないために性に関する正しい知識とそれを繰り返し伝える教育が必要である。また、交際関係におけるDV（デートDV）の予防も必須である。具体的な内容については、各学校担当者とセンター理事長が打ち合わせを行い、決定をする

③講師

当該事業の講師は、センター理事長が務めることとする。

(5) 小学校低学年（1～2年生）児童向け性暴力・DV未然防止教育事業

①事業の対象

佐賀県内外の小学校低学年児童を対象とする。

②実施する内容

近年、SNS の普及による性被害の増加や監護者性交等罪が成立、施行されるなど、身近な者からの性被害が明らかとなり、一般的に判断能力の低い小学校低学年児童が、相手を簡単に信用するなど、被害に遭わないために正しい知識と、そ

れを繰り返す教育が必要である。また友人関係のトラブルやいじめを予防するコミュニケーションを学ぶため、上記（1）の内容を加えることもできる。より具体的な内容については、各学校担当者とセンター理事長が打ち合わせを行い、決定をする

③講師

当該事業の講師は、センター理事長が務めることとする。

3. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

4. 附則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。